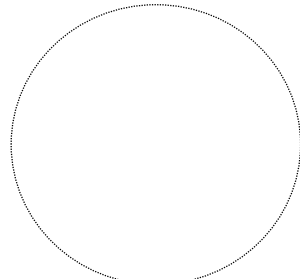


課長	主幹	課長補佐	主査	主任	係

設計審査 工事検査	円	非課税
--------------	---	-----

先行取出し工事申込書

丹羽広域事務組合管理者 様



受付印

令和2年4月1日

申込番号 - 第 号

申込者 (給水装置所有者)	住所	〒△△△-△△△△ 電話(△△△△-△△-△△△△)	
	氏名	扶桑町大字〇〇字〇〇△△番地 フリガナ スイドウ ハナコ 水道花子 印	

下記の工事を下欄確認のうえ丹羽広域事務組合水道事業の先行取出し工事に関する要綱第3条に基づき申し込みます。
 なお、私（申込者）は、本先行取出し工事の手続きに関する一切の業務を下記指定給水装置工事業者に委任します。

給水装置場所	扶桑町大字〇〇字〇〇△△番地	先行取出し口径	φ 20
将来建築する予定の家屋の種類	① 一般住宅 2 集合住宅 3 工場 4 店舗 5 公共施設 6 その他		
土地所有者	① 申込者と同じ 2 丹羽郡 _____ の私の所有地に表記の給水管を布設する件を承諾します。 土地所有者 住所 氏名 印		

先行取出し誓約書

貴組合へ先行取出し工事の申込みをすにあたり、下記事項について一切異議申立てしないことを誓約します。また、土地売買等により土地所有者に異動が生じた場合についても、本誓約書の内容を継承します。

記

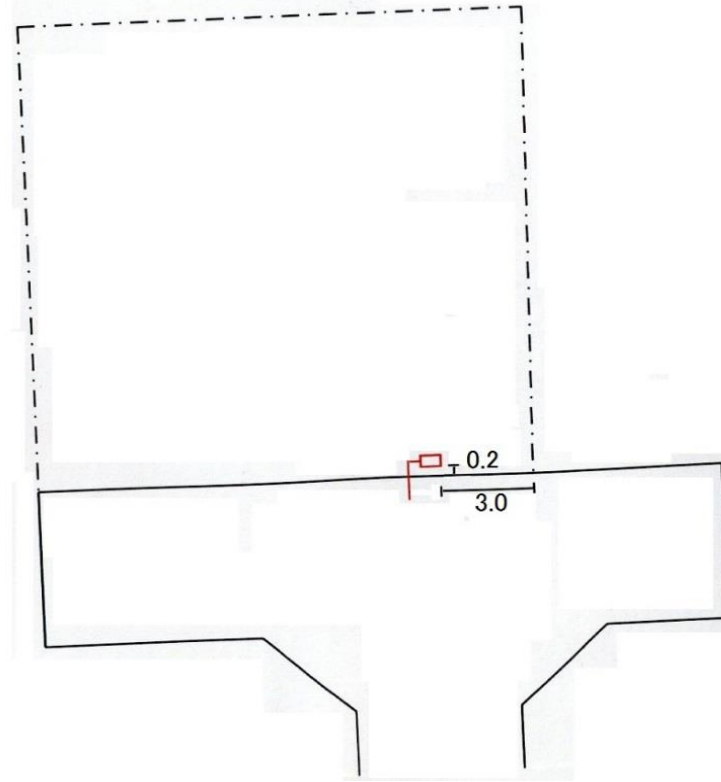
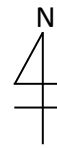
- 工事完了後、給水装置新設工事申込みがなされるまでの間、貴組合の定める管理区分に従って管理し、異状があったときは直ちに届け出ます。又、建築等を建築する際、貴組合の検針業務、修繕等を行うにあたり支障を来す場合、又は本先行取出し管が貴組合の基準に不適合となる場合及び不要となる場合は、修繕工事、撤去工事等を貴組合の指示に従い行うとともにそれに要する一切の費用を私が負担します。
- 本先行取出し工事申込み後5年以内に給水の開始をします。給水開始をするときは、給水装置新設工事申込書に本先行取出し工事申込書（写）を添付し、給水負担金を納入します。
- 土地売買により土地所有者が変わる場合は、土地所有者が明確に確認できる関係書類を管理者に提出します。なお、変更後の所有者には、管理区分に従う取出し管の位置等について必ず引継ぎをします。
- 先行取出し工事後の取出し位置及び口径変更はしません。ただし、やむを得ない事情により変更する場合は先に取出し工事箇所の撤去及び変更箇所の施工に要する一切の費用を私が負担します。
- 取出し位置については、丹羽広域事務組合水道事業給水規則に定められた位置に従います。

申込者 氏名 水道花子 印

上記の工事手続きに関する一切の事項を委任しました。	住所	愛知県丹羽郡大口町〇〇△丁目△△番地	給水装置工事主任技術者
	名称	株式会社〇〇水道設備	水道太郎 印
	代表者	代表取締役 水道太郎 印	電話 △△△-△△△△-△△△△
			免状の交付番号 第 △△△△△ 号

付近見取図を別紙添付
 道路及び隣接との位置関係を示し、該当地を朱色で囲みできる限り地図の中心となるよう記入して下さい。

取出し配置図



先行取出し工事申込書確認表（指定給水装置工事業者記入欄）

※ 先行取出し工事申込みにあたり必要な書類を確認し、該当番号を○で囲んでください。
 ※ 申込み書類の内容に不明な点がありましたら事前に職員にお尋ねください。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 先行取出し工事申込書 | ⑥ 計画書関係書類 |
| ② 給水装置工事設計審査申請書 | ⑦ 配水管新設工事申請書 |
| ③ 道路占用許可申請書一式 | ⑧ その他 () |
| ④ 道路使用許可申請書一式 | |
| ⑤ 占用物確認表 | |

